

第 8 回北九州市 P C B 処理監視委員会議事要旨

1 開催日時 平成 1 6 年 3 月 3 0 日 (火) 1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 4 0

2 開催場所 北九州市エコタウンセンター

3 会議次第

(1) 視察報告について

(2) 北九州における収集運搬について

(3) 日本環境安全事業(株)について

4 出席者

(1) 委 員

浅岡 佐知夫 委員

柿内 よし子 委員

嶋津 元彦 委員

津田 潔 委員

古野 和彦 委員

吉永 耕二 委員

稲永 勝 委員

是永 逸生 委員

杉本 旭 委員

成田 裕美子 委員

水城 秀信 委員

(2) 環境事業団

環境保全・廃棄物事業部長

安全対策室長

北九州事業所長

北九州事業所管理課長

北九州事業所業務課長

鍋木 儀郎

山本 昌宏

吉本 範男

齊藤 寛

水取 周隆

(3) 関係行政機関

環境省産業廃棄物課課長補佐

北九州西労働基準監督署安全衛生課長

若松海上保安部警備救難課長

福岡県環境部廃棄物対策課長

北九州市

環境局廃棄物指導課長

環境局環境対策課

若松区まちづくり推進課長

港湾局計画課長

消防局指導課危険物係長

吉澤 正宏

松尾 篤睦

岩木 眞廣

水ノ江 渉

原口 清史

薬師神 重二

佐野 正勝

吉永 高敏

湯越 辰也

(4) 事務局 (北九州市)

環境局長

総務部長

大庭 清明

古賀 敬三

環境産業政策室長
環境産業政策室主幹

垣迫 裕俊
入江 隆司

5 議事概要

【Q = 質問、A = 回答、D = 要望、O = 意見・感想】

会議に先だって、委員は、P C B 処理施設建設現場の視察を行った。
建設現場は、現在建屋がほぼ完成し、建物の中の内装や設備工事の仕上げを行っているところ。建物廻りは、道路・緑地等の整備がこれから行なわれる。

○ 委員長

議事に入る前に、11 名の委員で（東委員が欠席）、完成間近な処理施設の建設現場の視察を行った。現在、ほぼ完成に近い形だと思う。そこで、視察していただいた我々委員の中で、感想を述べて頂きたいと思う。

視察に関する委員の感想

○ 委 員

O：視察して、驚いたことは、現在 500 名の方が作業しているということである。また、建設面積が約 6300 m²、鉄骨構造 4 階建てであり、実際に視察することによって、施設の全体像がはっきり見えてきたように思う。さらに、処理技術や取り組みに最大限の努力を行なっているのが伝わり、今後も、気をつけて見守っていききたいと思った。

ただ、管理レベルの 2・3 高濃度の P C B を取り扱う危険区域。とくに、グローブボックスを使つての作業区域が現在作業中で見られなかったのが残念だった。

○ 委 員

O：これまで視察した処理工場と比べて、今回北九州にできる処理工場は、規模的にかかなり大きかった。ここで西日本・九州の P C B 処理を引き受けることになるが、これだけの量を処理するためには、このような規模が必要なのだと実感した。

○ 委 員

O：去年、おととしと、企業の処理施設を見学したが、北九州事業は、視察した企業の施設と比較して重厚であり、オイルパンなどさまざまな目新しいものがあつた。

北九州は先発ピッチャーであり、後から良いものが各地にできるかもしれないが、そのときは北九州事業に取り入れられるものがあれば取り入れれば良いと思った。

○ 委 員

O：公共的に作り始めた施設として、規模・頑丈さ・責任感という面で、個人企業が自分の施設で行うのとは違うと思った。これなら、今の段階では設備的には安全だと思った。

○ 委員長

現在は最後の足場等があり煩雑に見えるが、実際に足場を取り払った状態で眺めてみると、非常にすっきりした屋内の化学プラントという印象を受けた。完成する形が非常に楽しみであり、このような「すっきりした」「簡単である」ということは、安全につながると思うので、今後の完成を期待している。

そこで、今後のスケジュールに関して環境事業団から説明を求める。

【今後のスケジュールについて】

○ 環境事業団

今後の建設工事のスケジュールは、現在、処理施設事務管理棟建設工事として、壁の内装工事・照明器具の取り付け・床の不浸透塗装を行っており、4・5月には、残りの工事を続けることになる。一方、前処理や液処理の機械・器具については、既に主なものは処理施設内に搬入・設置されており、4・5月には主に配管工事や電気ケーブル工事、機器の塗装工事を施工する。

3月現在、第1期施設建設工事の進捗率は85%。4月以降は処理施設事務管理棟の残りの工事を進めるほか、PCB廃棄物の搬入道路や駐車場の舗装、門扉などの外構工事も施工する予定である。さらに、5月末には処理施設の管理棟、タンクヤードなどの付帯施設が完成する予定である。

緑地の整備については、10月から11月の上旬に樹木を植えることになる。

試運転は6月から11月まで6ヶ月間行い、12月から操業開始することで準備を進めている。

○ 委員長

ただいまの説明に対して質問は。

○ 委員

Q：試運転が6月から11月、操業が12月からということであり、設計・施工が計画通りに進行していると思うが、3点ほど尋ねる。

施工者が正しく設計図に基づいて工事を施行し、行き届いた管理が行われたかどうか。また、確実に行われたことを確認するために、どのような手法で行ったか。

共同企業体で設計・施工を行っているが、企業間の連携はどのようになっているか。

北九州PCB廃棄物処理施設の図面（平面図・立面図）があり、計画図右下の注に、「詳細設計時に変わることもあります」と記入されている。現時点で変わった点を教えて欲しい。

○ 環境事業団

A：第一点目、施工者が施工する前に提出する施行計画書を、環境事業団の職員が確認してから作業に取り掛かることになっている。また、工場で製作し、現地で確認するものについては、建築作業は私どもが日頃現地で確認するこ

とができるが、工場で製作しているものについては、工場検査というものを行っている。工場検査を行う前に、検査要領書の説明を受ける。例えばグローブボックスであると、どのような形で検査をするのかという報告を受け、その検査方法を事前に確認し、指導し検査するといった体制をとっている。当然JVで事前に検査を受けた上で、私どもが工場に行ってその検査の内容を確認し、再度現地で確認するという方法を取っている。その結果資材を搬入し現地で組み立てるといった段取りを組んでいる。

第二点目の、総合エンジニアリング、異工種共同企業体(JV)との連携はどうかについて、総合エンジニアリングと私どもは、毎週金曜日 1 時半から定例会議を行っている。また、週に一回、週例会議を行い、月初めの第一金曜日には月間定例会議を行っている。月間定例会議には設計の責任者、現場の責任者、私どもの双方が集まって意見調整を行う。金曜日の定例会議には、現場の代理人、各JVの代理人と意見を交わしスケジュール調整しながら施工するという状況である。

第三点目に、内容の変更については、大きな変更はないが、軽微な変更はある。例えば、タンクヤードの位置の変更であるが、車をタンクヤードに乗り付けて、絶縁油等を給油する場所、あるいは、廃油(処理した油)を受ける場所への車の停車位置が芳しくないので位置の変更、若干の面積等の変更などを行った。処理施設での大きな変更はない。

○ 委員長

Q：最終的に、完工は5月末の試運転開始前ということで良いのか？

○ 環境事業団

A：施設そのものは、性能試験等をうけ、適正に処理ができるまでは、JVの所有になる。11月末までがJVの持ち物で、11月末をもって事業団が引き取る形になる。

○ 委員長

Q：先ほどの説明で、85%位の進捗率というのは、試運転開始前の5月末の時点をも100%としているのか？操業開始前の11月末をも100%としているのか？

○ 環境事業団

A：85%というのは、出来高を金額で捉えた場合の数字であり、トータルの請負に対して85%の出来高ということである。この先、試運転を含めて、請負者が行うことになっており、その点少し理解しにくいところがあると思うが、今日見て頂いた施設の工事そのものは5月末の完成である。一部外構工事、門扉の設置や植栽は、設備の能力も含め、11月末に、確認して終わるということになる。

○ 委員

施設についてコメントする。この施設の設備には一部グローバルな考え方から脱しているところがある。もともとグローバルに認められたシステムのつくり方を行っていれば、あとで世界的に認められていることであると言えるのである。例えばボタンを挙げると、起動ボタンの方が赤で、停止側が青になっている。これは全く逆である。人は、危険な時には“危ない”と無意

識に赤いボタンを探す。もし、このままで行うと、危険な時には無意識に、“赤”すなわち起動ボタンを押し、スイッチが入ってしまう。また、さらに心配になったのは、中の接点がどうなっているかということである。非常停止側のほうは、B 接点を使う。つまり電流を流しておいた状態で、押すと電流が切れるので、停電の時でも故障の時は止まる。今の状態でもし停止側が A 接点だとすると、正しい時だけ止まる。故障しているから大慌てして止めようとした時は、装置自体が故障しているから止まらない。

正しくないと止まらないということは、故障しているプラントも止められないという事であり矛盾する。そのようなことはないと思うが、あとで問題が発生した時に、全部の見直しを行うことになるので、安全に運転されている時には青信号で、危険な時には赤信号で止まるようにすべきである。赤で運転するということは、注意して運転しようということであり、何か問題があるという暗示のようなものである。安全に運転する方に統一すれば話がそろふ。充分配慮したシステムになっていると思うが、考え方の統一をすれば、さらに良いかと思う。

○ 委 員

東京電力を視察した時に、解体のときに人が関る場面があり、北九州は人が関る場面はないとの事であるが、どうか？

○ 環境事業団

東京電力のように、人が直接関るところはない。機械を介して行うところはある。グローブボックスなどは手を入れて行うので、直接行うように見えるが、肌で直接触れる作業はない。

- () 環境事業団の施設での解体作業は、機械による作業をメインとしており、できるだけ人手に頼らないようにしているが、厳密にはすべて自動ではなく、機械工具のセットやワイヤーの玉掛け等、機械を補完する作業は人手で行う。

○ 委員長

今回は 85% くらい完成した施設を視察したが、次回の監視委員会は、完成した施設を視察できると思う。

次に、本日の本題の議事に入りたいと思う。

(1) 視察報告について

○ 委員長

第 7 回監視委員会で行った視察報告である。視察については、昨年 11 月、10 名の委員の参加のもと、三井造船、東京電力の施設を訪問した。その概要については、資料 1 の報告書を取りまとめるとともに、監視委員会だにより、市民にもお知らせしているところである。そこで、昨年と同様、視察の様子をスライドで見ていただき、当日のことを思い出しながら、委員の皆

さんに簡単な感想を頂きたいと思う。これをこの委員会の視察報告とさせていただきますと思う。

・〔資料１〕を北九州市環境局が説明。

➤ 資料１およびスライド（視察の写真）をもとに、三井造船(株)千葉事業所、東京電力(株)TEPCO 川崎リサイクルセンターの視察報告を行った。

視察に関する各委員の意見・感想

○ 委 員

○： 今回の視察で、作業に人がどう関るかということを見ることができた。北九州では人的な解体はないということでありそんなに心配していないが、今回視察した東京電力の解体作業において、作業員の方の格好が、とても軽装に見えた。また、東京電力の説明の随所に“低濃度”という言葉が出てきて、低濃度ということに安心しているという感じがした。北九州ではそういったことがないよう、あくまでもPCBとして扱っていただきたいと思った。

○ 委 員

○： 最初の三井造船では、施設建設中ということであり、真空加熱分離機が据えられている途中の所の視察となった。気づいた点は、分離機の外側に錆が浮いており、関西テックで４年間使っていたものをこちらにもって来たとのことであり“中古品”という感じをもった。また、建屋のすぐ横が、セメント工場で、大きなトラックもすぐそばを通るということであり、安全上の問題についての配慮が気になるところであった。特に三井造船では岡山からも高濃度のPCBを運び、ここで処理をするとのことなので、なおさらその感を強くした。

東京電力の場合は、作業者の作業着等についてももう少し配慮が必要ではないかといった感じを持った。作業員の方の浴室やシャワーの設置については施設内にはないということ（ ）、良いのかと率直に感じた。特に不思議におもったことは、低濃度の処理だからということで特別の対策も立ててないし、特別の施設も作ってないということが、幹部の方の説明の端々に出てきた。数年前に東京電力は原子力発電の事故隠しが大きな問題になった。常に安全に第一の注意を払っていただきたいということを施設見学して強く思ったところである。

（ ）当日説明はありませんでしたが、別棟の管理棟にシャワーが設置されています。

○ 委 員

○： PCB油が地下浸透しないための対策として、重ね重ねの安全対策が施されていた。また、安全確保のためにはなんといっても作業環境モニタリングなどの結果などの情報公開が必要だと思った。さらに、設備的に画期的なものとしては、超音波を活用していたことである。

○ 委 員

○： ２点勉強になった点や気をつけていかなければならない点を述べる。まず、

1 点目は教育体制。東京電力では低濃度ということで人的解体が入るため、教育が重要視されており、「班のリーダーを期間毎に交代し、一人一人が自覚を持つための工夫がされている」とのことであったが、それでも不十分な可能性があるので、北九州においてはこういった教育体制をとっていくのかを検討していただきたいと思った。

2 点目は法律のことである。東京電力が取り組んだ時には法規制がまだかかってない状態で行われていたが、これから行われる北九州事業においては、先を見据えて行わなければならないと感じた。

○ 委 員

O: 東京電力について、安全設備等は非常にシステマティックにできていたが、手作業があることに驚いた。今以上に前処理があればもっと安全性が高まると思う。

紙類や繊維類の卒業判定が、溶出法で検出されない程度であれば良いということであるが、化学を専攻している立場から言うと、これは必要条件であって十分条件ではない。ぜひ規則のみではなく、そのあたりの対応もお願いできたらと思った。

○ 委 員

O: 三井造船は、社内で 11 項目の安全環境保全策を掲げて万全を期しており、北九州事業でも、遜色はないと思うが参考になることがあれば取り入れてもらいたいと思った。東京電力は、処理事業に携わっている作業員の方が、外部委託ということであり、責任が取れる体制をとって行って欲しいと思った。運搬方法については、東電は高規格道路が多く運送しやすいとのことであったが、北九州の場合は海上輸送や、新若戸道路なども使えないかと思った。

○ 委 員

O: 三井造船の施設と、事業団の施設を比較して思ったが、三井造船の施設は非常にコンパクトで驚いた。こうした企業の一つ一つが自分のところの PCB は自分で処理するという姿勢があればあんなに大規模な処理施設を北九州に作らなくても良かったのではないかと感じた。

○ 委 員

O: 三井造船は、社内処理で高濃度もあるが手法も真空加熱分離という形でコンパクトにできていて非常に良いと思った。関西テックで使った実験炉を三井造船の処理施設に転用している。転用することにより、その付帯設備はきちんとできており、住民への説明責任も終わっているのによいと思った。真空加熱という方法は、サンプルも見たが、非常によく処理されていた。

東京電力に関しては、特化則に当てはまらないものであり、高濃度、低濃度というよりも、危険物の範疇に入らないということを十分認識し、実際に作業を見てどうこう判断してはいけないと思う。洗浄後の危険性が低いものについて、作業者がそのような作業しているのは当たり前であり、これを、感覚的に危険ではないかといったことではなくて、危険度合いを定量的な見方をして、おれば十分大丈夫ではないかと思った。

洗浄する装置そのものについては、非常に立派な装置で、これは、東京電力

の全ての量を処理するためには、十分ではないかと思った。

○ 委員長

O: 最後に私がまとめて、私の感想を含めて述べたいと思う。

前回の視察で、北九州で行われる全体的な技術視察が終わった。特に注目したのは、安全レベルの話と、人間の関り方である。それが非常にリーズナブルであること。要するに、危険のレベルを定量的に把握しながらその対応を図っているということが、前処理作業に関する感想である。

北九州の施設は、今、装置が出来上がっている段階であり、装置と作業者との適切な関係が確立されることを願う。安全の最大のポイントはそこにあるのではないかという感想を持った。

それでは、次の議題、北九州事業における収集運搬について、環境省、環境事業団、北九州市それぞれから説明をお願いします。

(2) 北九州事業における収集運搬について

・〔資料2～6〕に基づき、環境省、環境事業団、北九州市が説明。

➤ 北九州事業に係る収集運搬は

全国のPCB廃棄物収集運搬を行う際のルールとなる

1. 廃棄物処理法による基準
2. 収集・運搬ガイドライン

北九州事業におけるルールとして

3. 環境事業団が定める「受入基準、受入計画」
4. 北九州市が定める「処理計画」

により、安全性を確保し、効率的な処理を行うこととしている。

説明内容

○ 北九州市環境局

皆さんの関心が深い収集運搬の枠組みが、ほぼ固まったので、全体を総括して説明する。

枠組みは3つある。

1 つ目は、国が法的な整備・基準の強化ということで、体制を整えるということ。その具体的な内容として、ガイドラインで示している。これは、全国での取り決めということであり、Japanese Standardということになる。

2 つ目は、今回の北九州事業における環境事業団の受け入れ側としてのルールということで、受入基準・受入計画という形で示されている。これは、昨年4月に市と環境保全協定を締結し、この中で、市が承認することになっており、3月22日に承認したばかりである。

3 つ目は、それら以外に北九州の中でのルールを、北九州市の処理計画に記載することになる。特に今回は、収集運搬の中の輸送ルートを中心に説明する。

これらの3つのルールを満たすことにより、収集運搬がより安全性の高い

ものになるということで、今回皆様の前で説明するものである。
(以下、環境省、環境事業団、北九州市よりそれぞれ説明。)

討議内容

【収集運搬業の件】

○ 委 員

Q: ただいまの受入基準などについて話を伺い、当然だがとても厳しいものであると思う。実際に運搬容器も限られており、搬入者に対しても教育をしなければならない、保険も最低3億円掛けていなければならないとのこと。そこで尋ねるが、果たして、これらの基準を満たすことができる業者はあるのかどうか? 16年7月中旬から実際のPCBを使つての試運転と聞いているが、予定している収集運搬業者はあるのか? コスモス街道の近くに車検切れの車が放置してあるような時代であるが、こういった厳しい基準があつてそれをクリアできる業者があるのかと思うが。

○ 北九州市環境局

A: 現在PCBを運搬したいという業者の問い合わせは5~10社ある。いずれにせよ、説明会を開催しようと考えているが、感触では、この程度の基準であれば、やれると言っている業者もある。

○ 委 員

Q: 今、収集運搬業者が北九州市で何社ぐらい予定しているかといった質問があり、試運転の開始までには決まると思うが、具体的にはいつごろまでに決定するのか。

次に、この案や計画の中にあるが、自己搬入を行う事業所は北九州市内にどういった業者があるのか。新日鐵やJRなどが量をもっていると思うが、わかれば教えていただきたい。

次に、試運転に関して、7月の中旬から受入となっているが、どこに保管してあるPCBを処理するのか。

次に、運搬ルートについて、具体的に決まれば、住民にも公表しなければならないと思うので、公表の仕方についての考え方を問う。

○ 委 員

Q: 収集運搬ガイドラインに記載されている液抜きについて、トランスなどの老朽化に伴い、保管場所で抜油をするとき、局所排気等について具体的にどのような処置を行うのか明確にして欲しい。また、緊急時の対策について、応急処置リストの中の、吸収材はどういうものか教えて欲しい。

○ 北九州市環境局

A: いつごろまでに収集運搬業者を決めるのかということについては、実際にPCBを運ぶのは7月中旬ということで、6月中ぐらいまでにわかると考えている。それから、自己搬入を行う業者があるかということについて、今のところ聞いていない。それからルートについての住民への説明は、十分行っていく予定である。

○ 環境事業団

A: 試運転で用いる物について、試運転計画は市に相談しながら決めていくことになるが、今現在どこのものを使うか決めていない。P C B 処理事業検討委員会の北九州事業部会で、試運転の計画をどうするかについて、専門的なチェックをしていただいているが、それに応じて、どんなものを扱ってどういった試験をするかを定めることが先だと考えているので、それから具体的な試運転物について市に相談し、それがどれに該当するかということをお教えしてもらうことにしている。

保管場所での抜油について、第一ステップは、我々の施設の中で行う液抜き等の作業で、どのような環境安全対策を講じればよいか、労働安全対策を講じればよいかという検討を行った。

その次のステップとして、それを現場の液抜きに応用すると、どうすればよいかということで、現場の液抜きに出てくるP C Bの影響などについてのシミュレーションについて、P C B 処理技術検討委員会の技術部会で検討してもらっているところである。これについては4月23日に事業検討委員会を開催し、今年度の成果ということで、報告し、先生方の指摘を頂くということにしている。

吸収材については、セルロース系の材質の吸収材であれば処分を受託することができる。このセルロース系というのは、自然のものを使った油の吸着材である。

○ 環境省

A: 補足すると、液抜きは環境事業団の方から説明があったとおり、技術部会の中で検討し、また、事業検討委員会の中で話し合われるのであるが、その結果を踏まえ、ガイドラインの中に具体的に記載することとしている。

【収集運搬従事者への教育について】

○ 委 員

Q: 環境省から、許可基準の能力に関する基準で、十分な知識や技能を有することとあるが、これは運搬業者や実際に取り扱うドライバーなどは特別な資格が必要なのか？従来の第3石油類などの危険物の免許を持っていれば良いのか。P C B 取り扱いの何らかの資格が必要になるのかを尋ねたい。

○ 環境省

A: 関係法令等で定められた取り扱いに関して必要な資格は必要になると思うが、廃棄物処理法で言えば、そのようなものはない。

○ 委 員

Q: そうすると、事業団の方から説明があった教育というものが非常に漠然とし、具体性が出てこなくなるのでは。口頭試問とか言われたが、それは継続的に長い間やれるかどうかということであり、あいまいなところがあるがその点どのようにお考えか？

○ 環境事業団

A: 廃棄物処理法の収集運搬業の許可は、取り扱う廃棄物を限定して許可を出すことになっており、今回 P C B 廃棄物を収集運搬することが出来る者は、P C B 廃棄物を収集運搬できる容器を持っている等と合わせて、どのように教育をするかという計画書を出してもらい、それを見て許可するかどうかということが前段にある。私どもとしては、認定する際に、その人はどのようにして教育するのかということを計画として出してもらい、行政がこれは大丈夫と判断した後に、私どもが認定するという格好になるため、その時に、書いてあるがやってないとか、やっているが全然知らないなどそういうことは許さないこととして対応していく。

○ 委 員

Q: 収集運搬事業者の許可は、6 月から実際に動かなくてはならないというときに、この段階で今から許可を与え、業者を認定し、従業員の教育をするということであるが、この教育についてどのくらいの準備期間をもって教育するのか。教育した結果をどういった形で認定して資格のある人物であるということを決めるのか。こういったことのタイムスケジュールが非常に厳しくなっていると思う。具体的にどの時点で行うのか、説明して欲しい。

○ 北九州市環境局

A: 廃棄物処理法上、P C B 廃棄物は、特別管理産業廃棄物という形で、国の外郭団体で認定講習があり、講習を受講したものが許可を取得することができることになっているので、この件についてはベースがあり、全く何もないということではない。この講習を受けた人が、従業者の教育を行う。今回は、その教育の内容を具体的に提示したということでさらに担保できる。今後は細かなマニュアルを作る必要があると思うが、今時点ではベースがきちんと出来ており、それほど問題ではないと考えている。

○ 委 員

Q: そうすると、この教育のカリキュラムは、これを行う事業者から従業員まで、いまから新たに教育を行うのではなく、既にスケジュールが出来ており、それを使うということでよいのか。

○ 北九州市環境局

A: ベースが出来ているので、スケジュールは十分間に合うと考えている。

○ 委員長

Q: この許可に対して期限はあるのか

○ 北九州市環境局

A: 許可の期限に関しては、特別管理産業廃棄物収集運搬業に 5 年間の期限がある。

【収集運搬ルートの件】

○ 委 員

Q: 若松区内を通過して事業所に行くことになっているが、199 号を通るコースは、若松駅前から右折して区役所の前を通過していくことになっている。あの交差

点を右折するのは非常に狭いので、若戸大橋の横を抜けて区役所前に出た方がよいと思うが？

また、収集運搬の時間が原則として 7 時から 18 時までとなっているが、これは収集運搬の時間で午前 7 時から始まるということなのか。それとも、午前 7 時から受入の施設にもって来ていいということなのか。教えてほしい。

○ 北九州市環境局

A: まず第 1 点目、原則で言えば、商店街を通らないコースということで右折することになっている。第 2 点目の収集運搬の時間は、収集運搬を開始する時間ということで 7 時からということを考えている。

【処理料金について】

○ 委員長

Q: 処理料金はどうなりそうか？

○ 環境事業団

A: 保管事業者が支払う P C B 廃棄物の処理料金は、私どもに支払っていただく処理料金と、収集運搬業者への収集運搬料金の 2 つがある。私どもの処理料金はこの夏くらいにはっきり決まるのではないかと考えている。これは、大阪事業が年末に委託先が決まり、北海道事業は、現在、環境省から北海道庁・室蘭市に依頼し、北海道事業で、東北等の物も引き受けてくれるようお願いをしているといったところである。そのようなことで、大阪・北海道、特に大阪の内容を充分精査した上で、夏ごろに処理料金として定めて行こうと考えているところであり、今のところははっきりこの金額ということは決められていないという状況である。

【その他】

○ 委員

D: 要望を 2 つ。まず 1 点目。いよいよ北九州の事業が始まるということで、北九州市内の事業所で保管しているところの見学を是非したいと思う。2 点目は P C B 処理施設が試運転に入る時期にもう一度施設の見学をお願いしたいと思う。

○ 委員長

A: 2 点目については、次回の監視委員会で行うことと聞いているので、1 番目に関して説明願う。

○ 北九州市環境局

A: 当然相手方の都合があるので、了承が得られれば見学できていると考えている。

○ 委員

Q: 緊急時の措置について、収集運搬ルート付近に住んでいるものとして、お尋ねしたい。運搬の従事者は緊急時に付近の者に避難などの警告を行うとあるが、具体的にはどのように行うのか。

○ 環境省

A: 事故が起きたその場面では、まず、大声で付近の住民に分かるようにすると言うことである。もちろんその後、消防・救急・警察などが順次駆けつけることになるので、その後の対応については、これらの機関とも行なわなくてはいけないと思うが、最初のところではそういうことである。

○ 北九州市環境局

A: 万が一の事故の場合は、消防・警察等々、日頃からもちろん準備しており、対応をとることになる。そもそも、PCBそのものの性質から考えて、きわめて安定しており、通常燃えたりすることもないので、トランスなどにも使われていたものであり、例えば車が仮に転倒したとした時に、さあ避難といった状況は考えていない。

○ 委員長

それでは、次の議題「環境事業団の組織変更について」環境事業団より説明を求める。

(3) 日本環境安全事業(株)について

・〔資料7〕を環境事業団が説明。

➤ 特殊法人である環境事業団が、4月1日より特殊会社である「日本環境安全事業(株)」へ改組のため、概要について説明。

説明内容

○ 環境事業団

環境事業団は明日31日までで、4月1日から日本環境安全事業(株)と名称を変えてPCB処理事業を行なうことになる。PCB廃棄物の処理は国が国策として進めるものであり、それを、行なう唯一の機関が日本環境安全事業(株)となる。組織形態は特殊会社ということで、NTT・JR・JTなどと同じものであるが、株式は国が全額持っており、今までと同じように相変わらず環境省の厳しい指導監督を受け、北九州市から施設の許可・業の許可をいただき、環境省がPCB特措法に基づいて策定したPCB廃棄物処理基本計画に従って事業計画を立てて行なう。また、都道府県・政令市で定めるPCB廃棄物処理計画によってどのような事業を行なうかということをきめて進めることになる。今までとの違いは、特殊法人改革ということで、特殊会社ということになったが、私どもの人間を含め、今まで各地で進めてきた事業も、今回北九州市長の承認をいただいた受入基準も受入計画もみんな引継ぎ、承継して今までどおりに行う。

○ 委員長

Q: 特殊会社として設立する時に、採算性を考慮して組織がつくられると思うが、その点に関して従来の事業がきちんと安全に処理するという観点から変更されることがないということを確認させていただきたい。

○ 環境事業団

A: 安全の確保と情報公開という2本柱は、ゆるぎないものであり、お誓い申

し上げる。また、安全に関して、組織が変わったからといって、手抜きをすることはしないし、今までどおり安全第一におこなう。

○ 環境省

A: 日本環境安全事業(株)は、日本環境安全株式会社法という法律に基づき、できているものである。その法律の中で、国の関与に関しては、きちんと定められており、政府によって株式を半数以上保有するいわば議決権を有することになっている。最初は 100%ということであるが、いずれにせよ P C B 廃棄物事業が行なわれている間、国はその議決権の半数以上を持つということである。また、環境事業団は、これから会社の事業基本計画や、毎年度の事業計画を作ることになる。そもそも、事業基本計画は、国の策定した P C B 廃棄物処理基本計画に基づいて行うことは当然として、それらの事業基本計画・事業計画は、環境大臣の認可が必要となる。このように引続き環境省で、事業会社である日本環境安全事業(株)を指導監督していく。

○ 委員長

これで議事が終了したが、全体について何か質問や意見は？

○ 委員

D: 要望を 1 つ、保管事業者が、処理料金や収集運搬料金が高額のために、せっかく保管しているものを、裏で、隠れて廃棄するとかそういうことがないように、事業者には救済措置を講じていただきたいと思う。

○ 環境省

A: P C B 特措法が出来た背景は、紛失不明が発生したということが一つにあったが、それゆえ法律の中では、届出制を設けた。これによりきちんと P C B 廃棄物のありかを確認し、紛失不明等にならないよう指導をしていきたいと考えている。また、中小企業など、一般的に支払能力や資金力の弱い企業に対して、P C B 廃棄物処理基金というものを設け、処理料金の低減を考えている。

以 上